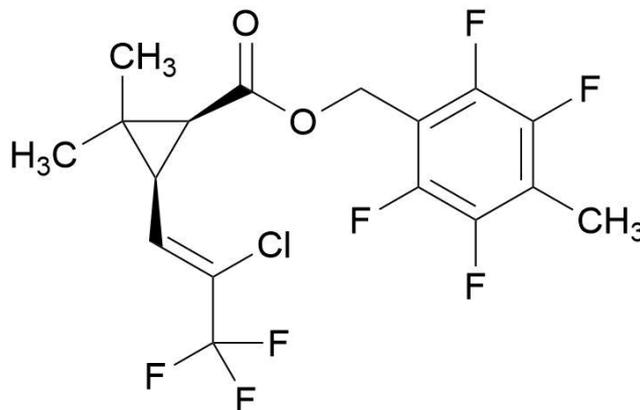


2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)- (1RS, 3RS) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート (別名テフルトリン) 1. 5%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく毒物から劇物への指定について



$C_{17}H_{14}ClF_7O_2$

CAS No. : 79538-32-2

- 名称 (英語名) 2,3,5,6-Tetrafluoro-4-methylbenzyl (Z)-(1RS,3RS)-3-(2-chloro-3,3,3-trifluoro-1-propenyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate
 (日本語名) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)- (1RS, 3RS) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート
 (別名) テフルトリン(Tefluthrin)

経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第1条第19号の2に該当し、毒物となるものであるが、今般、事業者より提出された1.5%製剤の毒性データを評価した結果、その毒性について見直し、1.5%以下の製剤を毒物から除外し、劇物に指定するものである。

物理的・化学的性質

別添1を参照

毒性

別添2を参照

事務局案

2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)- (1RS, 3RS) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート (別名テフルトリン) 1. 5%以下を含有する製剤を、「毒物」から除外し、「劇物」とすることが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英語名) 2,3,5,6-Tetrafluoro-4-methylbenzyl (Z)-(1RS,3RS)-3-(2-chloro-3,3,3-trifluoro-1-propenyl)-2,2-dimethylcyclopropane carboxylate (日本語名) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS, 3RS)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
CAS 番号	79538-32-2
化学式	C ₁₇ H ₁₄ ClF ₇ O ₂
分子量	418.73
物理化学的性状	
外観	白色の固体（結晶性粉末）
沸点	156°C (133.32 Pa)
融点	44.6°C
密度・比重	1.48 g/cm ³ (25°C)
相対蒸気密度	—
蒸気圧	8.4 × 10 ⁻⁶ kPa (20°C)
溶解性	水に難溶 (0.016 mg/L)。有機溶媒に可溶。logP = 6.5 (20°C)
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	通常の条件下（常温常湿？）では安定 水中安定性：25°C、30日間。 pH5, pH7：安定。pH9：半減期 30.2 ～ 36.5。 熱安定性：1気圧 295°Cでは分解
換算係数	—
(参考)	
国連(UN)番号	3352 (PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC)
国連危険物輸送分類	Class 6.1 (毒物)
EC / Index 番号	— / 607-723-00-6
EU GHS 分類	—

【別添2】

毒性

(1) 原体

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂ 25.1 mg/kg LD ₅₀ : ♀ 22.4 mg/kg	劇物指定時の毒性データ
	マウス	LD ₅₀ : ♂ 49 mg/kg LD ₅₀ : ♀ 57 mg/kg	
急性経皮毒性	—	—	—
急性吸入毒性	—	—	—
刺激性	—	皮膚腐食性 : —	—
	—	眼刺激性 : 軽度の眼粘膜刺激性あり	劇物指定時の毒性データ

(2) 1. 5%製剤(粒剤)

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性*	ラット	LD ₅₀ : ♂ 2,600 mg/kg LD ₅₀ : ♀ 2,066 mg/kg	EPA81-1 GLP準拠
急性経皮毒性*	ラット	LD ₅₀ : ♂ >2,000 mg/kg LD ₅₀ : ♀ >2,000 mg/kg	EPA81-2 GLP準拠
急性吸入毒性* (ミスト)	ラット	LC ₅₀ : ♂ >2.54 mg/L/4hr LC ₅₀ : ♀ >2.54 mg/L/4hr	GLP準拠
刺激性	—	—	—
	—	—	—

* OECDテストガイドラインと同等の方法で実施していることを確認済。